

ゴミニケーション・健康情報カレンダーの広告掲載実施要領

(趣旨)

第1条 春日部市広告掲載要綱（市長決裁のあった日から施行。以下「要綱」という。）第4条の規定により市が作成するゴミニケーション・健康情報カレンダー（以下「ゴミカレンダー」という。）の広告掲載について、要綱に定めるもののほか、この要領に必要な事項を定める。

(広告掲載の掲載規格等)

第2条 広告掲載の位置、枠数、規格、部数及び掲載料金は、次のとおりとする。

掲載位置	ゴミカレンダーの空白
掲載枠数	実施年度の前年度実績掲載枠数を基準とする
規格	縦30mm×横140mm（1枠あたり）
刷色	カラー刷
部数単位	126,000部
掲載料金	50,000円（税抜き）

2 広告規格は、2枠を結合して掲載することができる。この場合の掲載料金は50,000円に結合した枠数を乗じて得た額とする。

3 広告の掲載は実施年度に作成されたゴミカレンダーに限るものとする。

(所管課)

第3条 ゴミカレンダーの有料広告の掲載に係る事務の所管は、環境経済部リサイクル衛生課、健康保険部健康課とする。

(補則)

第4条 この要領に定めるもののほか、広告の掲載に関し、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和8年10月1日から施行する。